INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.229 2025 年 01 月 29 日

インドネシア特許法改正について

インドネシアでは、大幅に改正された特許法が 2024 年 10 月 28 日に発効されました。
主な改正点を下記のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 不特許事由の対象から既存製品の使用が削除された。
2. 新規性喪失の例外期間は 6 ヶ月から 1 年に延長した。
3. 新規特許出願に係る発明者宣言書の提出が廃止された。
4. 優先権主張期間を徒過した場合にはかかる公費(後日発表の予定)を納付することを条件に当該期間の満了後 4 ヶ月以内に優先権を伴う出願が可能になった。
5. 強制実施権の関連規定をより明確になるよう改正した。
6. 取り下げとみなされた出願は、追徴金(かかる公費の 50%)を納付することを条件に再出願(又は再審査請求)が可能になった。
7. 方式審査での指令に対する応答期間の 2 回目の延長に係る規定が削除された。
8. 緊急事態(戦争、暴動、自然災害など)の裏付けとなる証拠を提出することで最大 6 ヶ月の期間延長が可能になった。
9. 6 ヶ月の年金追納期間が導入され、当該追納期間内の納付に追徴金(かかる公費の 100%)を加算する。
10. 特許権者は特許実施に関する年次報告を毎年の年末までに提出することが義務付けられた。
11. ボーラー条項の免責範囲を公益による医薬品の並行輸入に拡大した。

以上

なお、2024 年 10 月 28 日より前に行われた特許出願は、引き続き旧法の条項に基づいて処理及び審査されます。

(出典:Mirandah Asia)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。